

市・県民税の申告が必要かどうかの点検表 (年金収入のみの場合)

次のフローチャートにより申告の要否を確認してください。

公的年金等の収入

「公的年金等の源泉徴収票」の内容(寡婦・扶養親族・社会保険料・障害者などの控除)に変更がある

はい

いいえ

医療費・生命保険料・寄附金などの控除を追加したい

はい

所得の合計金額が、表1の非課税限度額以下になる

いいえ

いいえ

はい(非課税です)

申告は不要です

(日本年金機構などからの年金支払報告書にもとづき、今年度の市・県民税が算定されます。)

申告が必要です

(公的年金等の源泉徴収票、控除の証明等をご用意の上、市・県民税申告書を提出(郵送可)してください。)

表1 市・県民税の非課税限度額

扶養人数+1人(本人) (※1)	65歳未満の方 (昭和35年1月2日以後生まれ)	65歳以上の方 (昭和35年1月1日以前生まれ)
	所得の合計金額(※2)	所得の合計金額(※2)
1人	45万円(1,050,000円)	45万円(1,550,000円)
2人	101万円(1,713,334円)	101万円(2,110,000円)
3人	136万円(2,180,001円)	136万円(2,460,000円)
4人	171万円(2,646,667円)	171万円(2,810,000円)
ご本人の障害が公的年金等の源泉徴収票に記載がある場合	135万円(2,166,667円)	135万円(2,450,000円)

※1 公的年金等の源泉徴収票に記載のある扶養親族(配偶者含む)の人数+1人(本人)を当てはめた人数です。
(例) 配偶者と子2名を扶養されている場合、表に当てはまる人数は(1+2)+1=4人となります。

※2 所得を算出するために、「各公的年金等の収入金額(支払金額)から経費相当額(公的年金等控除額)を差し引いて得られた金額」の合計金額です。
収入金額(支払金額)が表内の下線の金額以下の場合、所得金額はその左側の額(非課税限度額)以下となります。